

【前編】 <https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00179/112500082/>

【後編】 <https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00179/112600083/>

松川るい議員に聞く「防衛産業の維持は安全保障政策そのものだ」

松川るい参院議員に聞く（前編）

2021.11.29



[森 永輔](#)

防衛産業は「存続の危機」を迎えることになりかねない。自民党の松川るい参院議員はこうした危機感を抱く。日本の防衛産業に落ちるお金は減っており、企業が投資するインセンティブが小さくなっているからだ。同議員は、改定が予定される国家安全保障戦略に、防衛産業の維持・強化を「安全保障政策」として書き込むべきだと訴える。海外移転を拡大するため、「日本版 FMS（対外有償軍事援助）」を整えることにも積極的な姿勢を示す。

（聞き手：森 永輔）



護衛艦「いずも」。建造はJMU（写真：ロイター/アフロ）

松川さんは最近、防衛産業を維持・強化することの重要性を強調されています。それはなぜですか。

松川るい参院議員（以下、松川）：私は政治家として「何とかしなければならない」と考えることを心の中の黒い手帳に書き込んでいます。その第1番が防衛産業の維持・強化です。



松川るい（まつかわ・るい）

参院議員

自民党・国防部長代理。1993年、東京大学を卒業し外務省に入省。条約局法規課課長補佐、アジア大洋州局地域政策課課長補佐、軍縮代表部（スイス）1等書記官、国際情報統括官組織首席事務官、日中韓協力事務局事務局次長（大韓民国）、総合外交政策局女性参画推進室長などを歴任して2016年に退職。同年、参院議員に初当選。菅義偉政権で防衛大臣政務官を務めた。（写真：菊池くらげ、以下同）

菅政権で防衛大臣政務官として働く機会を得、さまざまな防衛産業を視察に訪れました。現場で「今は〇〇をつくっていますが、この

先、続けていけるかどうか分かりません」というお話を数多く耳にしたのです。

防衛省・自衛隊が政策を練っても、それを実行するには防衛装備品を造り、維持しなければなりません。そのためには企業が技術者を確保し、事業を継続できる環境を保持しなければならない。技術革新が進む中、装備品を進化させるための投資も必要です。

しかし、安定した利益を継続して出すことが見込めない現状では、企業が防衛装備品の生産を続けていくのは難しい。防衛産業の顧客は現在、防衛省オンリーです。防衛省からの受注が減ればダイレクトに影響を受ける構造になっている。また、防衛産業の維持は防衛政策そのものである特殊事情があるにもかかわらず、通常の産業と同様の規制を受けることによる弊害もあります。

企業から直接話を聞くことで、実情が実感を持って理解できました。

米国から購入する装備品が増えているのも懸念材料です。日本の防衛費は GDP（国内総生産）の 1% 未満に過ぎません。そのうちおよそ半分は人件費で装備品に回せる金額は大きくありません。それなのに米国から購入する装備品が増えている。第 5 世代戦闘機 F-35 は米国から買うしかありません。この結果、日本の防衛産業に落ちる金額は小さくなっているのです。

日本経済が大きく成長していた時期ならば、大きな企業は、防衛装備品の事業がもうからなくても、それ以外の事業で支えることができたかもしれません。しかし今はそれも難しくなっています。

このまま放置すれば防衛産業は存続の危機を迎えかねません。「何とかしなければ」との思いを強くしました。

防衛産業を維持・強化するために何が必要ですか。

松川：防衛産業の維持・強化は、産業政策ではなく、防衛政策として取り組むべきです。防衛産業の維持は国家安全保障の根幹そのものなので、そのから。

具体的には、岸田文雄首相が改定する意向を示した国家安全保障戦略をはじめとする関連文書に以下の点を書き込むべきだと考えます。

- 防衛産業の維持・強化は安全保障戦略そのものであり、他の通常の産業と同列に扱うべきでない。
- 防衛装備品の海外移転を防衛政策として積極的に推進する。そのために、防衛装備庁を中心に十分な体制を国が責任を持って整備すべきである。また、防衛装備移転三原則の過度に厳しい運用を適切に緩和する。
- 防衛技術において、民間技術の活用を積極的に進める（民間技術からのスピノンの促進）。

今でも防衛産業を「死の商人」と見る向きが存在します。しかし、今やそのような時代ではありません。発想を根本的に改める必要があります。防衛産業は日本の海や空を守る重要な産業であることを国として発信するのです。現状は、防衛装備品の契約に関わるリスクの全てを企業が負っています。しかし、本当に必要な装備品や技術については、政府が基本的にリスクを負い、主導的に維持・強化を推進する方針を国家安全保障戦略に明示する。

「お客は自衛隊だけ」では維持できない

方針を明示した上で、次の2つを具体的に進める必要があります。第1は「お客は自衛隊だけ」という状態を改めること。第2は随意契約の拡大です。

「お客は自衛隊だけ」では利益が上がるはずがありません。よって、防衛装備品の海外移転を国がバックアップして積極的に進めるべきです。

政府は2013年12月に国家安全保障戦略を閣議決定して、武器輸出三原則に代わる新たな原則を定めると決めました。そして翌年、防衛装備移転三原則（以下、新三原則）を閣議決定しています。しかし、その内容は「移転してもいいよ」という消極的なレベルにとどまります。

しかも、この新三原則の運用に過度に厳しい部分があります。例えば、防衛装備品を展示会などで外国の関係者にみせるだけでも、第三国移転に関する同意書を求めるよう義務づけています。試作品を提供

する場合も同様。こんな面倒くさい手続きを求めているのは、売れるわけがありません。

新三原則は防衛装備品の海外移転を認める条件として、購入した国がそれを第三国に移転する場合、日本の同意を事前に得るよう義務付けています。日本の安全を害する国や紛争当事国に移転されるのを防ぐための措置ですが、運用が厳しすぎるのですね。

松川：そうです。原則自体は正当でも、運用が厳しすぎる。現状は自分の首を自分で絞めているようなものです。

例えば、新三原則の運用において、「部品」に対する規制を緩めてもよいと考えます。新三原則は「我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする」と定めています。販売するのが飛行機や艦船などの完成品でなく部品で、かつ売り先が米国や英国など我が国と親密な信頼関係にある国であれば、手続きはもっと簡素化してよいでしょう。

問題は新三原則にとどまりません。防衛装備品の売買に伴うオフセット（相殺）要求に対しても国が支援すべきだと考えます。

相手国が「日本から防衛装備品を購入するから、その〇%に相当する金額のインフラを建設してくれ」とか、「我が国の企業から部品を購入してほしい」といった要求が来る。

松川：こうしたオフセット要求は企業のみの手には負える話ではありません。政府の全面的支援が必要です。例えば政府開発援助（ODA）資金を給付することで相手国の要求を満たすといった措置が考えられます。日本政府も努力はしています。しかし、他の国はもっと国が前面に立ってやっています。

日本企業が開発した装備品を、同盟国やそれに準じる国に売ることができれば、企業が力を付けられるだけでなく、同盟や防衛協力関係の深化にもつながります。同じ装備品を使用すれば相互運用性が高まる。装備品の使い方の指導や訓練を通じて人的な関係も深くすることが期待できます。ですから、防衛装備品の海外移転は日本の防衛に直結する意義も有するのです。

防衛省も努力はしています。しかし、売ることに関するノウハウが十分ではありません。これまで受注するのは防衛省のみという前提の下で防衛装備品を公正に調達することばかり意識してきましたから。

輸出を促進する究極の策は「日本版 FMS」

売るノウハウを身につけるためにはどうすればよいでしょう。

松川：装備品海外移転の先進国は、「損して得取れ」といったビジネスもやります。最初の案件では原価割れで損をするけれども、そこで相手国と関係を築いて以降のより大きな継続的ビジネスチャンスを獲得するという具合です。今の日本の装備品の海外移転は、よちよち歩きの段階。一足飛びには無理ですが、先進国に追いつくことが望まれます。

そのためには、まず防衛装備庁の人員と予算を拡大し、覚悟を決めて取り組むことが肝要です。



その際、民の力を利用することも必要だと思います。マーケティングや営業のノウハウは役所にはあまりありません。ですから、例えば商社で働くビジネスパーソンを装備移転担当の防衛駐在官に期間限定で採用し、開拓の見込みがありそうな国の日本大使館で働いてもらう。現地の商習慣や商文化への理解を深めたり、防衛当局や防衛産業各社との人脈を築いたり、装備品の調達案件を開拓したり、といったことが期待できます。防衛駐在官だけでなく、防衛装備庁の拡充に当たっても民間人材を活用したらよいと思います。

企業からは日本版の FMS の仕組みを整えるよう求める声が上がっています。FMS は「Foreign Military Sales」の略で「対外有償軍事援

助」と訳される仕組み。米政府が安全保障政策の一環として、武器輸出管理法に基づいて同盟国に装備品を有償で提供するものです。米政府と同盟国政府が契約の主体となります。日本も第5世代戦闘機「F-35」やミサイル防衛システム「イージス」を米政府からFMSで購入しています。

企業側から見ると、政府が政策に基づいて外国政府との契約をまとめるので、外国と交渉する手間がかかりません。取引相手は日本政府なので、通常の調達案件と大きく変わる点がない。「我々（企業）が装備品を提供することで国の政策を支援できる」という意見もあります。

松川：究極的には日本版FMSの整備を目指すべきだと考えます。ビジネスに伴うリスクは政府が負う。

実現するために解決すべき課題は何でしょう。

松川：やはり、実行するための人員と予算をそろえることが必要です。予算の単年度主義も変える。繰り返しになりますが、新三原則の運用を緩和する。

随意契約を拡大し、「安心」して競争できる環境を

第2の具体策として随意契約の拡大を重視するのはなぜですか。

松川：参入している企業数が少ない分野については、企業が安心して競争できる環境を整えないと、撤退に追いやられかねないからです。企業から見て、受注が安定して継続する環境をつくる必要があります。

例えば水上艦艇は、建造できる企業が三菱重工業とジャパン マリンユナイテッド（JMU）の2社しかないのに、競争入札を行っています。水上艦艇は将来の発注を比較的かたく見積もることができる。必要な隻数は決まっているし、それぞれの船の耐用年数や設計・建造にかかる年数も過去の実績から推定できるからです。

ならば、この2社に対して、先々の発注をある程度保証しても問題ないのではないのでしょうか。先々の受注が見込めれば、企業は安心して投資をし、切磋琢磨（せっさたくま）することができるようになります。

他方で、現在のように次の契約が受注できるかどうか分からない状況では、技術者の維持が難しい。ましてや、新しい投資をするのは難しい判断となります。調達における透明性が必要なら、第三者委員会を設けるなど競争入札以外の別の対処法があるはずです。

以前は、「（防衛庁）長官指示方式」と呼ぶ随意契約をするのが一般的でした。この形に再び戻すのも一案です。今なら「大臣指示方式」と呼ぶことになるでしょうか。

安心して競争できる環境を整えるのが政治の仕事だと考えます。

防衛装備品は、その開発や製造に特殊な技術や設備を必要とするため、「長官指示方式」が一般的でした。しかし、2006年に財務相が「公共調達の適正化」を通知したのを機に、防衛装備品についても原則として一般競争入札をする方針に移行したのですね。当時、橋梁談合事件や防衛施設庁官製談合問題など、入札をめぐる不正が相次いだために財務相がこの通知を出すことになりました。

工場に向く装備品と向かない装備品がある

ここまで教えていただいたように政府の役割を大きくするのならば、
工場（こうしょう）*を復活させることも選択肢になりますか。

*：軍の直轄で、装備品の開発・製造・メンテナンスをする組織

松川：そこは勉強中です。一概に否定するものではありませんが、工場をつくり維持するためには相当のお金がかかります。工場が一元的に担当する分野が、競争のない“ぬるま湯”環境となり、イノベーションが生まれなくなる恐れもある。

工場の仕組みになじむ装備品とそうでない装備品があるように思います。その線引きについて専門家の話を聞いています。直観的には、①日本の安全にとって必要不可欠、②製造や整備のために巨大な施設が必要、③ノウハウの維持・継承が必要な装備品、は政府の関与を強める対象になるでしょう。

（後編に続く）

松川るい議員に聞く「憲法9条 は神棚に祭り、国際法に基づき 解釈」

松川るい参院議員に聞く（後編）

2021.11.30



[森 永輔](#)

日経ビジネス シニアエディター



北朝鮮が極超音速ミサイルの発射実験に成功した（写真：KNS/KCNA/AFP/アフロ）

（前は[こちら](#)）

松川るい参院議員は「抑止のための打撃力を全面的に他国に依存するのは正常ではない」とみる。このため、敵基地攻撃能力も日本の防衛産業の力で開発・維持すべきだと考える。このとき「憲法9条」や「専守防衛」との関係はどう整理するのか。同議員は「国際法を順守する。憲法9条は国際法に基づいて解釈すればよい」と考える。

(聞き手：森 永輔)

①日本の安全にとって必要不可欠、②製造や整備のために巨大な施設が必要、③ノウハウの維持・継承が必要な装備品、は政府の関与を強める。この基準に照らすと、次期戦闘機「F-X」の開発を日本主導で進めることにしたのは正しい選択ですか。

松川るい参院議員（以下、松川）：そう思います。国内に技術とノウハウを蓄えることが必要。日本自身の能力を高めることが重要です。

将来的には抑止力を高めるための中距離ミサイルやスタンド・オフ・ミサイルも国産化すればよいと考えます。日本はロケットの優れた技術を持っているのですから。信頼できる国からの購入もあってよいですが、打撃力を全面的に他国に依存する現状は正常とは言えません。



松川るい（まつかわ・るい）

参院議員

自民党・国防部長代理。1993年、東京大学を卒業し外務省に入省。条約局法規課課長補佐、アジア大洋州局地域政策課課長補佐、軍縮代表部（スイス）1等書記官、国際情報統括官組織首席事務官、日中韓協力事務局事務局次長（大韓民国）、総合外交政策局女性参画推進室長などを歴任して2016年に退職。同年、参院議員に初当選。菅義偉政権で防衛大臣政務官を務めた。（写真：菊池くらげ、以下同）

弾道ミサイルの迎撃に使用する「SM-3 ブロック IIA」を日米で共同開発する際、「ロケットモーター」を提供するなど日本企業は技術力を示しました。

敵基地攻撃能力を日本企業の力で整える

スタンド・オフ・ミサイルの関連でお伺いします。松川さんは敵基地攻撃能力を保持する必要性についてどのように考えますか。

松川：当然、必要と考えます。日本の周囲の国はいずれも日本を射程に収めるミサイルを配備しています。日本も保有しなければ抑止力が十分確保できず、パワーバランスが保てません。このとき、日本が自前で開発・製造できる体制も整えるべきです。

もっとも、「敵基地攻撃能力」という言葉は先制攻撃と勘違いされる恐れがあるので「反撃力」など、より適切な用語はあろうかと思えます。

改定する国家安全保障戦略でも「一丁目一番地」として取り上げられることを期待します。

私は以下を明記すべきだと考えます。①日本は攻撃されるのを座して待つことはない、②攻撃されることが確実な段階となれば、それを

防ぐために相手国領域内を攻撃することもあり得る、③そのため日本が独自の判断で行使することができる攻撃力を保持する。

日本に対する攻撃を相手国にためらわせることが主眼です。日米同盟はもちろん今後とも重要であり、日米同盟の下で米国の打撃力が重要な抑止力であり続けます。しかし、米国に全面的に頼るのではなく、日本が独自に対処する意志を示し、体制をつくる必要があります。

米中のパワーバランスが拮抗に向かい、米国がアメリカファーストで内向きの傾向にある中で、日本を含む同盟国が自律的能力を一層高めることを米国自身も期待しています。日本が能力を上げてこそ、日米同盟も強化されるのです。

敵基地ではなく、日本を攻撃するミサイルを運ぶ戦闘機や爆撃機、艦艇を攻撃の対象にすべきだとの意見も出始めました。

松川：攻撃する対象が何になるかは技術的な問題なので、その時々 of 個別の状況および技術の進展に合わせて考えればよいと思います。

あるときは相手国の航空機や艦船が対象かもしれませんが。またあるときは、相手国がサイバー攻撃を仕掛けるために使用する装備かもしれない。今は戦争のドメインが多様化しており、サイバー攻撃によって日本の防衛力の無力化を図ろうとするでしょうから。いずれ宇宙が舞台になることもあるでしょう。

ポイントは、相手に日本を攻撃する気を起こさせない、抑止するのに十分な能力と方針を持つことであり、仮に攻撃されたときには日本自身の判断で適切に対処できる能力なのです。

憲法 9 条は国際法で解釈

日本は専守防衛を安全保障の基本政策に据えています。これと敵基地攻撃能力との関係をどう整理しますか。

松川：「専守防衛」には 2 つの理解があると考えます。1 つは「他国を侵略することのない平和国家であるべきだ」という精神。こちらは今後も維持すべき日本の根本理念です。もう 1 つは「攻撃されて被害

が生じるまで、こちらは何もしない」という、憲法9条のしばりを過度に解釈する考えです。私は、後者はそもそも誤りだと考えます。

この誤りの根源である憲法9条2項を削除するのが本来は適切だと思います。しかし、それは政治的に非常な困難を伴う。

自民党は現在、9条2項を維持したまま自衛隊を明記する憲法改正案を提案しています。憲法改正は絶対に成し遂げなければなりません。時代に合わせて正すべきは正すことは主権国家として当然ですから。ただし、憲法改正には政治的コストと時間がかかるため、喫緊の課題の解決は、憲法改正を待つことなくすぐに対処していかねばなりません。

実際問題として、9条の解釈により生じている問題は、法律を制定する措置などで最低限の解決は可能です。大きな課題の1つであった集団的自衛権の問題は、平和安全法制により解決しました。

9条の解釈がもたらす残る大きな制約は抑止力の問題です。これを国家安全保障戦略などで解消することができれば、喫緊の課題は解決することが可能です。

とはいえ、それは弥縫（びほう）策にすぎません。よって、人任せな前文の表現と、憲法9条の改正は必要です。憲法改正は追求しつつ、改正を実現するまで、9条は精神論として神棚に祭っておく。必要な対処は法律や政策変更により粛々で行う。そして、国の防衛に関しては国際法を順守するとともに、国際法にのっとって9条を解釈する。

9条はどのような解釈になりますか。

松川：9条1項は、1928年に署名された不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）にある表現を焼き直ししたもので、一般に戦争を禁止する取り決めです。これを国連憲章2条4項が継承しています。よって、不戦条約に署名・批准し、国連に加盟する日本は、9条1項の有無にかかわらず戦争をしてはなりません（関連記事「[『9条は全面削除しても何の支障もない』](#)」）。



別の言い方をすると、9条1項は日本だけが持つ特殊なものではなく、同様の規定は非常に多くの国の憲法に見られます。現代において、戦争は違法化されているのです。

9条2項も、実は、「国際法上、違法なことを違法だ」と述べているにすぎず、現代国際法が課している義務以上の義務を課しているものではないと解釈することが可能です。この点は9条を英語で読むと分かりやすいです。

Article 9. Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce **war** as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as **other war potential**, will never be maintained. **The right of belligerency** of the state will not be recognized.

1 項で「war（戦争）」を禁止。この禁止された「war」を実行するための「war potential（戦力）」を保持しないと 2 項で定めているのです。

2 項が言及する「交戦権（the right of belligerency）」について。国際社会では既に交戦権は存在していません。なので、ここでも、国際法上ダメなものはダメと言っているに過ぎず、国際法を超えて何か新たな義務を憲法が追加的に課していると解釈すべきではないと思います。

ここでいう交戦権は、戦争中であることを理由に「疑わしきを攻撃しても許される」というものですね。米国はこの交戦権をずっと問題視

してきました。例えばナポレオン戦争の間、米国は中立国であったにもかかわらず、その商船が英国に撃沈されるケースが多発するなどの被害を受けたからです。

自衛権の行使は認められるか

不戦条約や国連憲章にのっとって9条を解釈した場合、自衛権の行使としての武力行使は認められますか。

松川：当然、認められます。国連憲章は個別的自衛権および集団的自衛権を認めています。よって、自衛権の行使になんら問題はありません。

松川さんは集団的自衛権をフルスペックで（制約を設けることなく）行使できるようにすべきだとお考えですか。

松川：本来は、そうあるべきだと考えます。ただし、2015年に成立した平和安全法制により、日本の存立にとって必要な場合に限定した集

团的自衛権は確保できており、憲法との関係では、日本の防衛のために最低限の必要な手当てはできています。

憲法 9 条は日本の安全保障に 2 つのしほりをかけてきました。1 つは集团的自衛権の行使について、もう 1 つは抑止力の整備です。前者については平和安全法制によってしほりはずすことができました。仮に、同法を整える前に台湾有事や尖閣諸島が有事となって、日本の防衛にとっても重要事態だということにともなう態勢を取ることができなければ日米同盟は破綻していたでしょう。

憲法 9 条 2 項から派生した「専守防衛」は、抑止力の十分な整備を妨げてきました。「攻撃されて被害が生じるまで、こちらからは何もできない」という誤った解釈がなされてきたからです。岸田文雄首相が国家安全保障戦略を改定し、日本自身の判断により行使可能な敵基地攻撃能力というか反撃力（打撃力）に言及することで、この足かせをはずすことができればよいと考えます。